平成17年1月1日第9号

相模原·

津久井地域

発行・編集/相模原・津久井地域合併協議会 〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206 ホームページ http://www.st-gappei.jp

あけましておめでとうございます。新春にあたり皆様のご多幸をお祈り申し上げます。

昨年中は相模原・津久井地域合併協議会の活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございました。 さて、これまで合併協議会だより創刊号(6月1日号)から第8号(12月1日号)までで、相模原・津久 井地域合併協議会における合併協議の状況等を皆様にお知らせしてまいりましたが、さらに合併協議のご理 解を深めていただくため、今回は合併協議の主要な項目を改めてお知らせするとともに、皆様から多く寄せ られたご質問へお答えいたします。



今後とも合併協議を継続することとされておりますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

1市3町人口・面積データ

(平成16年12月1日現在)

	人口	面積		
相模原市	623 ,748人	90 <i>4</i> 0km²		
城山町	23 ,338人	19 <i>9</i> 0km²		
津久井町	29 ,104人	122 .04km²		
相模湖町	10 340人	31 5 9km²		
合 計	686 530人	263 93km²		



合併した場合の相模原市



	合併協議会で決まった 基本的な事項		現在の相模原市民から見ると	現在の城山町、津 久井町及び相模湖 町民から見ると
	合併の方式	編入合併	相模原市の区域が 城山町、津久井町 及び相模湖町まで 広がります。	城山町、津久井町及び 相模湖町の区域が相 模原市となります。
	新市の名称	相模原市	住所等は今までと 変わりません。	住所等は現在の「津久 井郡」の部分が「相模 原市」となります。
	新しい市役所 の場所	現在の 相模原市役所	今までと変わりま せん。	3町の役場は新市の「総合的な事務所」として、これまでどおり住民生活に関わり合いの深い行政サービスを提供します。
	合併の期日	平成 18 年 3 月 31 日までを目標 (平成17年 3 月 31 日までに県知事への合併申請)		

地域自治区の名称がそれぞ れ「城山町」、「津久井町」 及び「相模湖町」となった 場合の住所等の具体例

3 町の住所等の具体例 **相模原市城山町**川尻 **相模原市津久井町**中野 **相模原市相模湖町**与瀬

3町の役場は「総合的な事務所」に

3町の役場は、「総合的な事務所」として生まれ変わ り、引き続き各種届出・相談や自治会支援・地域振興な どの業務を行います。

合併後、現在の3町の役場は、「総合的な事務所」として、住民生活に 関わり合いの深い行政サービスを提供します。したがって、これまで役場 で行ってきた各種行政サービス業務のほとんどは、「総合的な事務所」で 行われることになります。

総合的な事務所(現在の3町の役場)が取り扱う主な業務

住民票、戸籍謄本、印鑑登録証明書など諸証明の発行

出生、死亡、婚姻などの戸籍や転入、転出などの住民登録に関する届出

住民税、固定資産税などの税金の収納や納税相談

子育て、成人、高齢者、障害者に関わる各種保健、福祉に関する業務

就学、教育相談や生涯学習活動への支援

自治会活動などのコミュニティ活動への支援

自主防災組織の育成、活動支援

地域産業の振興や地域独自のイベントの企画運営

市 役 所 (新市の本庁機関)

(平成17年3月31日までに県知事への合併申請)

市役所で行う業務は、

基本的にこれまでと変わりません。

合併後、現在の相模原市役所は、そのまま「新市の本庁機関」として、 引き続き現在と同様の行政サービスを提供します。

新市全体にかかわる業務については、「新市の本庁機関」が、1市3町 の業務を統合して取り扱うことにより、新市の行財政運営の効率化を図り ます。

「新市の本庁機関」が、1市3町の業務を統合して取り扱う主な業務

(現在の3町の役場から新市の本庁機関へ移る業務)

総合計画や都市計画などの各種計画の策定

人事などの職員管理に関する業務

予算の編成、決算の調製などの財政に関する業務

幹線道路の整備、廃棄物の処理など統一的な処理が必要な業務

窓口サービスや相談業務など、これまで市役所で 行ってきた各種行政サービスなどの業務は、これ までどおり行われます。

出先機関

出先機関も引き続き行政サービスを提供します。

合併後、現在の1市3町の出先機関は、住民サービスの低下を招かないよう現在の機能を維持し、新市の出先機関として、 引き続き行政サービスを提供します。